

**「守半」事件**  
**—のれん分けを巡って商標権の行使が権利濫用に当たるとされた事例—**

裁判例 東京地判令和2年1月29日（平成30年（ワ）第11046号／本訴）  
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）（以下「本判決」という。）

知的財産法研究会  
かける法律事務所  
弁護士 細井 大輔

**第1 本訴原告（以下「原告」という。）と本訴被告（以下「被告」という。）の主張の概要（本訴）**

**1 原告の主張の概要**

原告は、被告に対し、「守半」の文字を含む被告標章を使用する行為が、本件商標権を侵害する行為であり、被告標章の使用の差止めや損害賠償等を求めた。

**2 被告の主張の概要**

これに対し、被告は、「守半」の文字を用いた標章の本来の帰属主体が原告ではなく、原告が本来の帰属主体の分店にすぎず、被告が本来の帰属主体から「のれん分け」を受けて「守半」を使用しているから、原告の被告に対する本件商標権の行使が権利濫用に該当する等と主張した。

**第2 事案の概要**

**1 本件商標権**

登録番号 1417322号

登録商標

守  
半